

令和6年度

事業計画書

社会福祉法人 豊橋市福祉事業会

目 次

1	法人の経営理念	1
2	事業内容	1
3	基本方針	1
4	新規事業	1
5	外部環境への対応	1
6	中期経営計画の充実	2
7	支援の質の向上を図る取り組み	2
8	人材定着及び人材育成に向けた取り組みの充実	2
9	地域における公益的な取り組み	2
10	経営施設	4
11	組織	5
12	職員配置	6
13	豊橋ひかり乳児院	7
14	豊橋若草育成園	11
15	豊橋ゆたか学園	15
16	豊橋ちぎり寮	19
17	ワークス岩西	22
18	岩西保育園	26
19	豊橋くすのき学園	30
20	豊橋あゆみ学園	35
21	豊橋にしぐち学園	40
22	ケアハウスかなだ	44
23	グループホーム	47
24	相談支援センター木もれ陽	50

1 法人の経営理念

～ 地域の中でいきいきと生活するために ～

2 事業内容

東三河地域における多様な福祉ニーズにもとづき、福祉サービスが総合的に提供されるように児童福祉、障害児福祉、障害者福祉、老人福祉の10の施設と4つのグループホーム及び相談支援事業所を運営し、本会利用児者はもとより、支援を必要とする地域の方々のための各種事業を展開する。

3 基本方針

(1) 社会福祉の環境変化や地域の福祉ニーズに対応した、活力ある法人経営

- ① 職員の意見を取り入れたビジョン（中期経営計画）の作成、取組み、見直しを行う。
- ② 新しい福祉ニーズを求めて、常に情報収集活動に努める。
- ③ 施設の特色（個性）を活かした高水準の法人運営を行う。

(2) 利用者本位の良質なサービスの提供

- ① 利用者満足度を常に意識し、サービスの質の向上に努める。
- ② リスク管理の徹底を図るため、ソフト、ハード両面で素早い対応を行う。
- ③ 利用者、保護者への面談・説明・対応能力の向上に努める。
- ④ 職員の専門知識の習得・技術向上のために、職員の教育・研修の充実を図る。

(3) 社会福祉法人の特色、長所を十分に発揮し、健全かつ透明性の高い永続的な経営

- ① 全職員による中期経営計画の実現に努める。
- ② 各事業所間の協力体制の徹底を図る。
- ③ コスト意識と経営チェックの徹底を図る。
- ④ コンプライアンスの徹底に努める。

4 新規事業

(1) 豊橋ゆたか学園における大規模改修工事

子どもたちへの支援の充実を図るために、小規模グループケアに向けての改修及び老朽化に伴う修繕を一括して国庫補助金採択決定後に行う。

5 外部環境への対応

(1) 豊橋くすのき学園における定員の変更（30名→24名）

併行通園（保育所等との併用）による利用児童の減少に伴い、経営の安定化を図るため定員を減員し、利用児童単価の増額を図る。

(2) 豊橋あゆみ学園における定員の変更（30名→28名）

併行通園（保育所等との併用）による利用児童の減少に伴い、経営の安定化を図るため定員を減員し、利用児童単価の増額を図る。

(3) リスクへの対応

- ① 南海トラフ地震等に備え、BCP（事業継続計画）をもとに法人全体で総合防災訓練を行う。
- ② 大規模災害及び感染症発生時において必要な備品や備蓄品の充実を図る。
- ③ 感染症の情報収集と予防対策の徹底を図る。

6 中期経営計画の充実

法人を取り巻く外部環境及び内部環境の分析を行い、現状の課題を明確にしたうえで将来進むべき方向性を示し、具体策を講じていく。

7 支援の質の向上を図る取り組み

第三者評価受審や自己評価などの取り組みを通して、事業所運営における課題を把握し、組織的な改善活動を行って支援の質の向上を図る。

8 人材定着及び人材育成に向けた取り組みの充実

職員処遇全般の向上を図り、働きがいのある職場・多様な人材が活躍できる職場づくりに取り組む。また、職員育成の充実を図り、高い専門性と倫理性を醸成する。

(1) ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境づくり

仕事と生活の調和した社会の実現に向けて、次のことに取り組んでいく。

- ① 目標数値として70%を設定し、年次有給休暇の取得推進に取り組む。
- ② 毎月特定の日や曜日に「ノー残業デー」を設定し、定時退勤に取り組む。
- ③ 事業所内の課題の改善に努め業務の省力化に取り組む。
- ④ 育児や介護との両立支援に取り組む。

(2) 同一労働同一賃金への対応

正規職員と臨時職員の業務内容や責任を明確化し、不合理な待遇差のないようバランスの取れた待遇の実現を図る。

(3) 新任職員への丁寧なフォロー

フォローアップを意図的・計画的に行う。

(4) キャリア形成や能力開発を行うための各種研修の充実

体系的な法人研修プログラムを策定するとともに外部研修に積極的に参加することにより、専門性・組織性・倫理性等バランスの取れた人材の育成を図る。

9 地域における公益的な取り組み

(1) 地域のニーズを把握し、各施設が連携を図りながらそのニーズに応じた取り組みを進める。

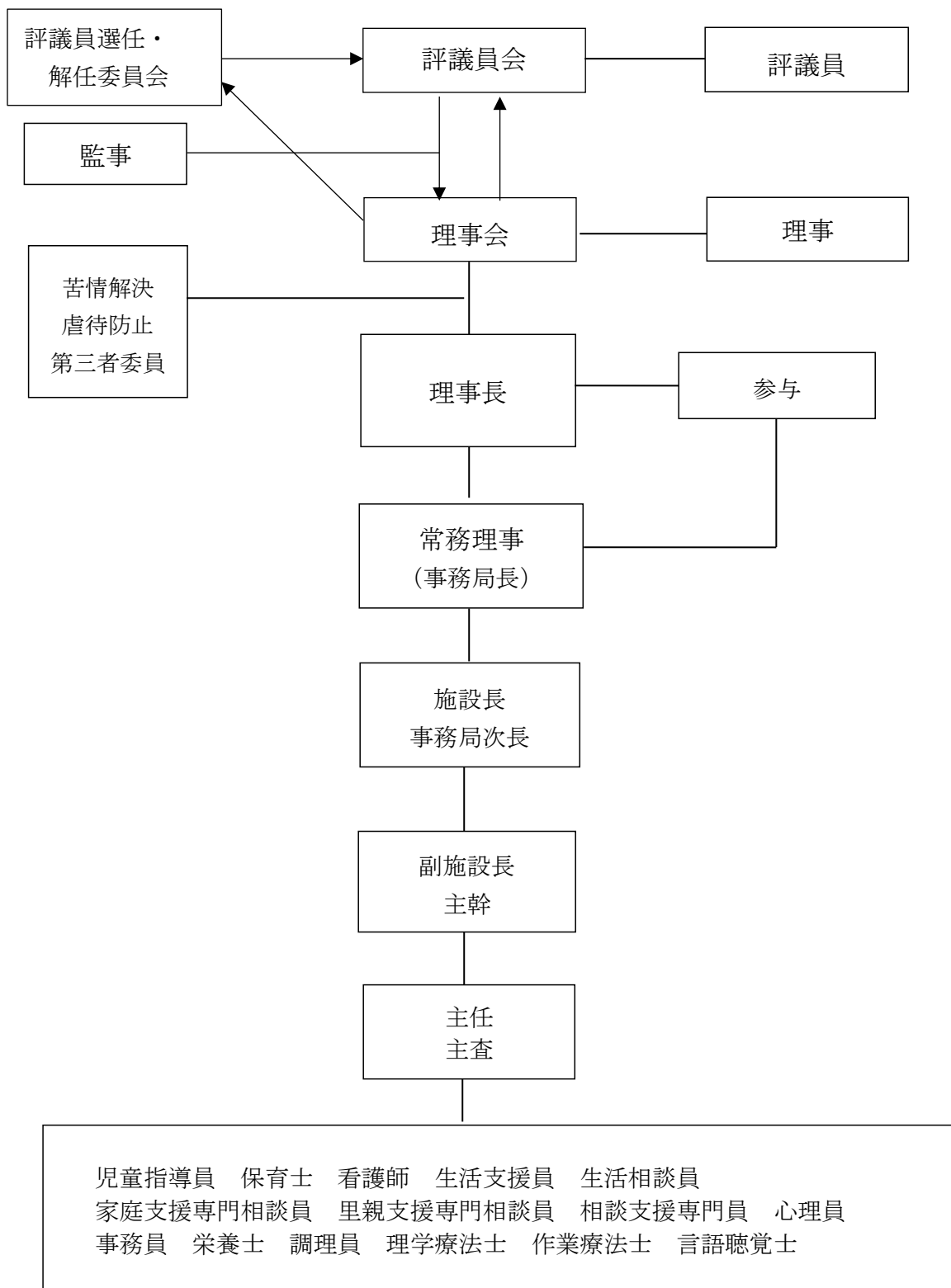
- ① 電話による子育て相談の実施。（豊橋ひかり乳児院）

- ② お年寄りから障害者まで誰もが参加できる交流イベント「ふれあいデー」を実施。（豊橋ちぎり寮）
- ③ 「パンとカフェ公園通り」のギャラリーを地域の方の創作活動の場として提供。（ワークス岩西）
- ④ 乳幼児連れの保護者に対し、授乳やおむつ替え等が必要な方に場所の提供。（豊橋ひかり乳児院、岩西保育園）
- ⑤ 岩西小学校に通っている児童に対し、学習の場・遊びの場・おやつを提供する子どもの居場所として「ここはあと」の運営。
- ⑥ 豊橋くすのき学園・豊橋あゆみ学園の利用児が事業所を利用している間、利用児の兄弟の託児を行う。
- ⑦ 岩西小学校に通っている地域の児童に対し、下校時の見守り活動を行う。

10 経営施設

法種別	施設名	種別	定員		
児童福祉法	豊橋ひかり乳児院	乳児院	28		
		一時保護所	4		
	豊橋若草育成園	児童養護施設	50		
	岩西保育園	保育所	220		
	豊橋くすのき学園	児童発達支援センター	24		
		特定相談支援、障害児相談支援			
	豊橋あゆみ学園	児童発達支援センター	28		
		特定相談支援、障害児相談支援			
	障害者総合支援法	豊橋ゆたか学園	福祉型障害児入所施設	40	
			障害福祉サービス事業	短期入所	4
豊橋ちぎり寮		地域生活支援事業	日中一時支援	4	
		障害者支援施設	施設入所支援	60	
			生活介護	70	
			短期入所	5	
地域生活支援事業		日中一時支援	7		
ワークス岩西		障害福祉サービス事業	多機能型事業所	就労継続支援（B型）	20
			生活介護	20	
			就労継続支援（A型）事業所	10	
		地域生活支援事業	岩西ワークフレンド（日中一時支援）	4	
豊橋にしぐち学園		障害福祉サービス事業	生活介護	40	
		地域生活支援事業	日中一時支援	7	
グループホーム		あいあいホーム てんぱくホーム いきいきホーム ほのぼのホーム	障害福祉サービス事業	共同生活援助	14
					14
					14
	14				
児童福祉法	相談支援センター 木もれ陽	一般・特定相談支援			
		自立生活援助事業			
		障害児相談支援			
老人福祉法	ケアハウスかなだ	軽費老人ホーム	30		

1 1 組 織



12 職員配置

職名	所属		事務局	豊橋心 かり乳 児院	豊橋若 草育成 園	豊橋ゆたか学園			豊橋ちざり寮			ワークス岩西			岩西保 育園	豊橋くすのき 学園	豊橋あゆみ 学園	豊橋にしぐ ち学園	ケアハ ウスか なだ	グループホーム				相談支 援セン ター木 もれ陽	合計										
	法人 本部	乳児院	児童 養護 施設	障害 児入 所施 設	障害福 祉サー ビス	地域生 活支援 事業	障害者支援施設			地域生 活支援 事業	障害福祉サービス 多機能型 事業所		地域生 活支援 事業	保育所	児童発 達支援 セン ター	特定相 談支 援、障 害児 相談 支援	児童 発達 支援 セン ター	特定相 談支 援、障 害児 相談 支援	障害福 祉サー ビス	地域生 活支援 事業	軽費老 人ホー ム	あいあい ホーム	いきいき ホーム	てんぼく ホーム		ほのぼの ホーム	一般・特 定相談 支援、障 害児相 談支援 事業								
							短期 入所	日中一 時支援	施設入 所支援		生活 介護	短期 入所										日中一 時支援	生活 介護	就労継 続支援 B型		就労継 続支援 A型		岩西ワー クフレ ンド(日中 一時支 援)	相談支援 事業所あ ゆみ	生活 介護	日中一 時支援	障害福祉サービス			
																																共同生活援助			
参与・事務局長・施設長・事務局次長	2	1	1	1				1			1		1					1								1	11								
事務員	1	1	1	1				1			1							1			(1)				1	(1)	9								
児童指導員		24	21	14										4			3										86								
保育士													20																						
生活支援員											8								11						10		56								
生活相談員																				1							1								
看護師		2						1									1										4								
家庭支援専門相談員		1	2																								3								
里親支援専門相談員																											0								
相談支援専門員																1		2								3	6								
理学療法士																	1										1								
作業療法士																	1										1								
言語聴覚士																	1										1								
栄養士		1						1			(1)			(1)		(1)				1							3								
調理員		4	4	2									3														13								
①小計	3	34	29	18				31			10		24	4	1	9	2	13	2		11				4	195									
施設長																				1							1								
生活支援員・児童指導員・保育士・生活相談員・家庭支援専門相談員		10	5	1				11			2		7	3	1	2		4	1		12				1	60									
看護師		3						1																			4								
事務員													1														1								
栄養士			1	1				1					1														4								
調理員		2	1	2																2							7								
②小計	0	15	7	4				13			2		9	3	1	2	0	4	4		12				1	77									
嘱託医・産業医	0	2	1	2				2			1		1	1		1		1									12								
直接処遇職員		12	6	10				6			9 (1)		10	5		3		9	3		13						86								
間接処遇職員	(1)	9	1	4				4						1		2		(1)	13							34									
③小計	0	23	8	16				12			10		11	7	0	6	0	10	16		13				0	132									
④合計 (①+②+③)	3	72	44	38				56			22		44	14	2	17	2	27	22		36				5	404									

※ () は兼務

1 3 豊橋ひかり乳児院

本院は、東三河唯一の乳児院として家庭での養育が困難な乳幼児を預かり、質の高い保育看護の提供と子育て支援機能の充実を目指していく。

令和6年度は、新しい社会的養育ビジョンに基づき、各クラスが小規模ユニットを充実させるとともに将来的な乳児院の高機能化や多機能化を検討し、更なる専門性の向上に努めていく。また、一時保護所においては緊急保護の必要性の高い児童を保護し、安全・安心な環境で適切なケアを提供していく。

(1) 運営方針

① 基本理念

「表情豊かで 元気な子どもを育てる」

子どもの成長・発達をしっかり支え、温かく育むと共に、保護者の方へのサポートを推進する。

② 基本方針

児童福祉法の理念に基づき、子どもたちの人権を尊重し、個々に視点をおいた良質な養育を実践する。

③ 支援方針

新しい社会的養育ビジョンを受けて、良好な家庭的環境をめざし、養育単位の小規模化とし子どもと職員の愛着形成を図ると共に里親支援を推進していく。

(2) 支援計画

① 養育単位の小規模化と少人数保育の充実（重点項目）

小規模ユニットを基本とし、日中は7クラス体制を基本とする。月齢差がある幼児クラスでは分散保育を積極的に実施し、特定の大人とかかわりを持ちながら、個別的な保育や遊びを提供する。

② 小規模ユニットでの家庭的養育の充実（重点項目）

各居室において調理や洗濯の機会を通じ、一般家庭により近い生活を経験する中で家庭的養育を充実させ、その中で安心して過ごせるように養育していく。

③ 一時保護所での安全・安心な環境の提供

一時保護所において、緊急保護の必要性の高い児童を保護し安全・安心な環境で適切なケアを提供していく。

④ 地域子育て支援の充実（重点項目）

ひかりBaby教室を実施し、地域の乳幼児や家族の支援を充実させていく。また、豊橋市が開催する「要保護児童対策ネットワーク協議会」へ参加し、地域における子育て機関との情報共有・情報交換を図っていく。

⑤ 家庭調整（重点項目）

家庭支援専門相談員を中心に児童相談センター及び関係機関と連携をとり、早期の家庭再構築及び子どもの早期家庭復帰を推進する。

⑥ 里親支援の推進及び里親委託推進の強化（重点項目）

地域支援の拠点的機能の役割を果たすために児童相談センター及び関係機関と協働し、研修会や里親サロンを開催する。

里親支援専門相談員を中心に児童相談センターと連携を図り、里親委託の推進をすすめていく。

⑦ 会内児童入所施設の連携強化（重点項目）

施設の多機能化、高機能化および支援の継続性を図るため、法人内の児童入所施設間での交流実習や合同研修会を行う。

⑧ 心理員による専門的ケアとフィードバック強化

深刻な虐待ケースに対応すべく外部の専門家による心理員へのスーパーバイズを受け、個別ケースの課題や対応を職員と共有しながら、支援に生かせるようフィードバックを強化する。

⑨ 病虚弱児へのチームアプローチ

病児・虚弱児、障害児に対して、担当職員による日常的な全身観察や看護的な関わりに加え、看護師、医療機関等連絡調整員を中心に医療機関、会内の理学療法士、言語聴覚士など専門職員と連携し専門的ケアの提供に努める。

⑩ 担当養育制

日常生活の中で原則「担当養育制」とし、担当児との関わりを増やし緊密な関係を形成していく。

⑪ 豊富な社会経験場面の確保

季節ごとの院内行事、個々の発達に応じた個別または小グループでのお泊り保育、外出等を計画し、子どもたちの社会経験の拡大を図る。

⑫ 人権の尊重と最善の利益の追求

職員一人ひとりが権利擁護に対する意識を常に持ち、人権に配慮した養育・支援を行い、子どもの最善の利益を追求すると同時に、不適切対応の根絶を目指す。

⑬ 安心・安全の保障

子どもにとって「大人に守られ、大切にされ、安心して生活できる場」と思える環境を提供するために、リスクマネジメント委員会を中心に全職員がリスクマネジメントに取り組み、生活全般の中での安全を保障していく。

⑭ 個々の自立支援計画に基づく実践・評価を行い良質な養育の展開

基幹的職員によるケースマネジメントのもとで、子ども・保護者それぞれに対する支援目標・援助方法等を記した自立支援計画票の作成、報告、評価を行う。加えて、それに連動して子どもの成長・発達や家庭環境、季節を考慮した個人援助計画を作成し、職員間で共有することで養育の質を高めていく。

（3）地域交流事業

施設の有する機能を活かした事業の展開や施設の専門性を地域へ還元し、育児サポートを強化し、子育て支援に努めると共に地域との交流を図る。

① 緊急避難的一時保護児の受託

② 里親委託推進と地域里親との交流

③ 里親養育技術支援とレスパイト（小休憩）援助

④ 地域への施設機能還元

- ア ショートステイ事業、トワイライトステイ事業の受託
- イ 電話育児相談
- ウ イベント参加での子育て相談
- エ ホームページでの子育てコラムの掲載
- オ 社会福祉士・保育士・栄養士養成学校等の施設実習の受け入れ
- カ 中、高生福祉体験学習及び各種ボランティアの積極的受け入れ

(4) 設備及び生活環境の整備

- ① 調理場改修工事
- ② 新館屋根補修工事

(5) 行事計画

月	行事計画	月	行事計画
4	お花見	10	福祉まつり、レクスポ大会、お泊り保育
5	子どもの日、豊橋総合動植物公園招待	11	七五三詣、お泊り保育
6	お泊り保育	12	クリスマス会
7	七夕祭り（夏祭り）、お泊り保育	1	初詣
8		2	節分
9	お月見、お泊り保育	3	ひなまつり

(6) 防災訓練計画

月	想定	訓練内容
4	防災教育 火災 水消火器訓練	地震、防災に関する基本的な心構え、防災組織や設備の取り扱いについて防火管理者による指導。新人職員へ避難誘導方法等の周知徹底を図る。火災ベル鳴動により乳幼児の安全確保と避難誘導をする。
5	火災	日中、厨房からの出火を想定。乳幼児を安全、迅速に避難させる。
6	地震 事業継続	日中、震度6の地震発生後1～3時間を想定。BCPに添って対応。「eメッセージ」にて安否、出勤の可否を回答。散歩、通院中の場合、速やかに院に状況報告、状況により帰院する。
7	防犯	日中、不審者侵入を想定。不審者を発見し初動対応、110番通報、合言葉による院内伝達。乳幼児を不審者の視野から遠ざけ、又は鍵がかかる場所へ迅速に避難させる。育成園男性職員へ応援を要請。
8	火災 消火栓訓練	日中、事務所からの出火を想定。出火場所を考慮した避難経路で、乳幼児の安全を確保し、迅速に避難させる。消火栓の取り扱いを確認し、放水訓練を実施する。
9	地震 通報訓練 感染症対策	夜間、地震発生（震度4）を想定。夜勤者同士が協力をし、乳幼児の安全確保をする。応援職員が駆け付けるまで、室内の安全な場所で待機する。看護師による応急手当や感染症の罹患者への対応を行う。
10	総合防災訓練	法人全体での総合防災訓練に参加。地震対応、火災発生、傷病者に備えて総合的な訓練を実施する。非常食の点検と試食。

1 1	火 災	夜間、厨房からの出火を想定。夜勤者同士協力して、初期消火、子どもたちの避難誘導をする。夜間通報訓練実施。非常ベルを聞きつけ育成園、ゆたか学園職員に駆けつけてもらう。
1 2	地 震	日中、緊急地震速報が発せられたことを想定。事務所職員は館内放送で数秒後に強い揺れが到達することを知らせる。迅速に乳幼児の安全確保をし、大きな揺れに備える。地震が収まり次第、より安全な場所で待機、施設長への報告を行う。
1	防 犯	夜間、事務所へ不審者侵入を想定。さすまた等での防犯を実践すると同時に、伝達・110番通報を行う。合い言葉の放送を聞き、乳幼児の安全を確保し、迅速に避難させる。
2	地 震	日中、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が出されたことを想定。マニュアルに基づき対応し、乳幼児の安全を確保し、室内で待機をする。各室内の転倒防止、及び危険箇所のチェック、非常食の準備等行う。
3	防災教育	今年度の防災訓練の反省。防災設備・備品および非常用設備の点検と確認、非常食の確認をする。

※地震訓練においては、必ず出火を想定するものとする

※消火訓練は毎月実施

（7）職員研修

次の研修に参加させ、職員の資質向上に努める。

- ① 全国乳児福祉協議会主催による研修会、専門職セミナー
- ② 愛知県及び東海北陸ブロック乳児院協議会主催による研修会、専門職研修会
- ③ 愛知県児童福祉施設長会主催による研修会
- ④ 東三河児童福祉施設長会主催による研修会
- ⑤ 社会的養護を担う児童福祉施設長研修会
- ⑥ 法人主催による各種研修会
- ⑦ 虐待防止学会による研修会
- ⑧ 施設自主研修（院内研修）
- ⑨ 豊橋若草育成園との合同研修会
- ⑩ ストレスチェック
- ⑪ その他必要と認める研修

1 4 豊橋若草育成園

本園は、「正しく、明るく、たくましく」を養護目標に、児童の環境上、家庭における養育が困難な2歳から18歳の子どもを養護し、養育援助と自立の支援に努める。

令和6年度は、社会的養育推進計画に基づき、7年度の定員減に向けて愛知県との調整、措置児童の調整を進める。また、自立支援担当職員を配置し、自立支援、退所支援の強化を図る。

(1) 運営方針

① 基本理念

「子どもの最善の利益のために」

家庭的で継続性のある環境のもと心身の健全な発達を促し、一人ひとりの人権を尊重した上で専門性を持った支援を行う。

② 基本方針

措置児童の育成については、児童相談センターとの連絡を密にとり、集団の中でも個を重視した育成に視点を置き、家庭復帰又は自立支援を目指す。また、高校卒業後に高等教育への進学を推進し、実現できるように支援を行う。

一時保護については、児童相談所からの依頼を受け、虐待などから子どもを守るための役割を果たしていく。

ショートステイ、トワイライトステイについても、地域における子育て支援機能として近隣の市町村からの委託を受け、子どもの状況に即した支援を行う。

③ 支援方針

児童相談所、家庭、学校などからの様々な情報を集約し、子どもの状況に即した支援方針の設定をし、半期ごとの振り返りを確実に行うことにより、成長著しい子どもに対して的確な支援を行う。

(2) 支援計画

① 子どもの権利擁護の環境整備（重点項目）

愛知県の推進事業に参画し意見表明の機会を保障する。

また、個々における権利と義務を尊重し、豊かな生活を創出していく援助を行う。

② 自立支援と退所支援の強化（重点項目）

自立支援担当職員を配置し、退所に向けた自立支援の枠組みや退所後のアフターケアのシステム構築に努める。

③ 人材育成と園内研修

施設の多機能化、高機能化を図るため、より高い専門性の獲得のため園内研修の強化に努める。

④ 生活支援の基本

虐待や不適切な養育によるトラウマの理解や感情のセルフコントロールができるように職員（大人）との安定した愛着形成を軸とした支援を展開する。

⑤ 会内児童入所施設の連携強化

施設の多機能化、高機能化および支援の継続性を図るため、児童入所施設間での合同研修会を行う共に心理職スーパーバイザーを配置し心理業務の研鑽を図る。

⑥ サービス向上に向けて

施設の透明性と信頼性を高め、サービスの質の向上を図るため以下の取り組みを行う。

ア 法人内施設苦情受付体制の強化。

イ 保護者、外来者の施設への意向を受け付ける「意見箱」の設置。

ウ 「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応のための要項およびチェックリスト」による人権擁護の徹底。

エ 児童個別面談を実施し、安心・安全な生活環境の保障に努める。

⑧ 地域交流と地域支援

ア 豊橋市の「単位子ども会」を組織し、地域活動を推進する。

イ 地域スポーツクラブへの参加。

ウ 校区健全育成協議会他関係団体との連携を図る。

エ 分園型小規模グループケアにおいては、地域の自治会に加入し、地域と共に健全育成に取り組む。

オ 豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会への参画。

⑨ 高等教育修学の積極的推進

文部科学省の高等教育修学支援新制度などを利用し、高等教育への進学を積極的に支援していく。

(3) 地域交流事業

本園の持つ専門機能を地域に開放し、地域の子育て支援事業として、さらに将来の福祉人材育成に資するため以下の事業を行う。

① 子育て支援ショートステイ・トワイライトステイ事業

② ボランティア受け入れ

③ 中、高校生福祉体験学習及び保育士等の実習受け入れ

(4) 設備及び生活環境の整備

① パソコン1台購入

(5) 行事計画

月	行事計画	月	行事計画
4	お花見、入園式 入学式	10	福祉まつり、レクスポ大会
5	豊橋総合動植物公園招待	11	七五三詣、校区運動会
6	地域の子ども会活動	12	園内クリスマス会
7	ホーム一泊旅行・同園会	1	冬期一時帰省
8	夏まつり、夏期一時帰省	2	節分会
9	個別外出、お月見	3	卒園・卒業を祝う会

(6) 防災訓練計画

月	想定	訓練内容
4	防災事業継続	地震、防災に関する基本的な心構えについて指導する。事業継続計画（BCP）について職員に周知徹底する。
5	火災	男子ユニット台所からの出火を想定し、児童を安全に避難させる。事業計画に基づき実施。
6	火災（夜間想定）	南館2階台所より出火を想定。夜間の火災による避難経路の確認をする。児童の安全を確保し、迅速に避難させる。法人内施設に救援訓練実施。
7	総合防災訓練（防犯訓練）	夜間の地震、女子ユニット台所からの出火を想定し避難経路の確認・避難場所の確認。 日中の不審者侵入を想定。不審者を発見し、初動対応、110番通報、児童の安全を確保する。乳児院より応援要請を受けて訓練に参加。
8	火災（防災教育）	管理棟事務所より出火を想定。児童の安全を確保し迅速に避難させる。 児童に防災、安全に対する関心を持たせるため、防災についての知識等を伝え、防災教育を図る。
9	火災（救急法訓練）	管理棟厨房からの出火を想定。 AED等救急法の実地訓練。消火訓練・避難訓練。
10	総合防災訓練	法人全体での総合防災訓練に参加。地震対応、火災発生、傷病者に備えて総合的な訓練を実施する。
11	火災（夜間火災）	夜間、事務所からの出火を想定。幼児の安全を確保し、迅速に避難させる。
12	風水害 防災訓練	風水害に対する防災意識の高揚と竜巻発生による被害及びボイラーからの出火想定。
1	火災（消化訓練）	男子ケア棟より出火を想定。幼児の安全を確保し、迅速に避難させる。 水消火器による消火訓練を実施する。
2	地震	地震により管理棟厨房より出火を想定。児童の安全を確保し、迅速に避難させる。非常連絡網での通報と消火訓練。
3	火災（早朝火災）	明け方、ボイラーからの出火を想定。児童を安全に避難させ初期消火をする。

※地震訓練においては、必ず出火を想定するものとする

※消火訓練は毎月実施

【分園：災害・防犯対策】

- ・南海トラフ地震を想定した震災訓練
- ・不審者対応訓練

(7) 職員研修

次の研修に参加させ、職員の資質向上に努める。

- ① 被措置児童の権利擁護（虐待防止）に関する研修会
- ② 全国児童養護施設長研究協議会
- ③ 中部ブロック児童養護施設・乳児院研究協議会
- ④ 中部児童養護施設協議会指導職員研修会
- ⑤ 愛知県福祉人材センター主催による研修会
- ⑥ 愛知県児童福祉施設長会主催による研修会
- ⑦ 東三河児童福祉施設長会主催による研修会
- ⑧ 豊橋市保健所管内栄養士会研修会
- ⑨ 子どもの虹情報研修センター主催によるセミナー
- ⑩ 法人主催による各種研修会
- ⑪ 園独自研修会（園内研修会、勉強会）
- ⑫ 会内児童入所施設との合同研修会
- ⑬ その他必要と認める研修

15 豊橋ゆたか学園

本園は、障害のある18歳までの児童が安心できる環境の中で、健やかな心身の成長と社会性を身につけることを目的とし、個別対応の支援体制を基本に、多様性のある個々の能力に応じた療育活動を展開する。

令和6年度は、大規模改修工事に備え、自治体および工事関係者、法人内施設などの各関係諸機関との連携を密にし、子どもたちや職員の意向に沿った改修ができるよう安全に進め、7年度開始予定の小規模グループケア事業につなげていく。

(1) 運営方針

① 基本理念

子どもたちが基本的な生活習慣を確立し、将来健全に自立生活が営めるよう支援する。

② 基本方針

「できる！をもっと」を体現するため、自立へ向けて個々の生活能力の向上を図るとともに、多様な経験を通して集団生活への適応や社会性の向上を図る。また、短期入所事業・日中一時支援事業による在宅障害児支援など、地域の療育拠点としての機能を果たしていく。

③ 支援方針

ア 安定した日常生活の確立と社会自立

年齢、発達、障害に応じた療育活動を行い健やかな成長を図る。また、卒園後の進路については、学校や相談支援事業所等との調整を図りながら就労等の自立生活に向けた支援をしていく。

イ 家庭療育の推進

家族との交流による情緒の安定、家庭での居場所の確保を図るため、児童相談所と調整を図り、家庭療育を働きかけ家庭復帰、社会参加を促進する。

ウ 関係機関との連携

子どもたちが通う各教育機関と情報共有・連絡を密にし、児童のより良い発達の促進と各児童相談センターとの緊密な連携を取り、子どもたちの最善の進路決定をしていく。

(2) 支援計画

① 生活支援

就学前の児童には身辺自立を中心とした生活支援及び保育を、学齢児には基本的な生活支援、学習支援や生活リズムの確立、並びに社会性の伸長を個別支援計画に基づき個々の能力に応じ積極的に推進する。

② 児童療育の拡充

地域の医療機関が開催する口腔ケアおよび機能訓練などのスクーリングによる療育活動への計画的な参加や、平日の午前、保育室「つぼみ」の療育活動のほか幼稚園との連携を図り、健やかな成長・発達を促す。

③ 安心・安全な生活の保障（重点項目）

日々の検温、身体チェック、毎月の嘱託医（内科、精神科）による検診、心理士による心理的ケアサポート、常勤看護師による服薬管理等医療体制の強化と、医師主導によるアレルギー児への負荷試験対応、およびインシデントを共有してケガや事故発生の軽減を図る。

また、職員間の伝達ミスにより子どもたちへの支援に支障が生じないようにするため、記録共有ソフトや週案のデジタル化を活用して情報の共有を図る。

④ 園生自治・勉強会活動支援

子どもからの意思表示を尊重し、毎月の意見交換および居心地の良い施設作りを行うとともに、新たな経験が獲得できるよう、社会資源の発掘によるクラブ活動の充実化と体験づくりの場を設け、社会性の伸長を図る。また、園生勉強会においては認知機能を強化するプログラムにおいて、個々の特性に基づいた支援方法を周知共有し、子どもたちや職員双方の成長に繋げていく。

⑤ 公益的取り組み

新たな地域ニーズを捉え、くすのき・あゆみ学園との施設連携による公益的取り組みとして「託児」活動、通学児登下校の際の岩西小見守り隊を展開し地域を支えていく。

⑥ 会内児童入所施設および他法人児童施設との連携強化

施設の多機能化、高機能化および支援の継続性を図るため、児童入所施設間での交流実習や合同研修会を行うと共に心理職スーパーバイザーを配置し心理業務の研鑽を図る。

⑦ 令和6年度大規模改修（重点項目）

令和7年4月より、子どもたちの現状に沿った小規模グループケアの開始を目指し、改修をおこなう。

⑧ 人材育成（重点項目）

子どもたちの基本的な生活支援、学習支援や生活リズムの確立、並びに社会性の伸長、個々の能力に応じた療育支援など、年度目標に連動するチーム目標達成のために職員自身が目標を設定し、目標管理の面談等を通して職員一人ひとりの成長を図る。

（3）地域交流事業

各団体主催行事には積極的に子どもたちへ参加を呼びかけるとともに、ボランティア、保育・社会福祉系学生の施設実習を積極的に受け入れる等、地域のニーズに応え、開かれた施設運営を推進する。

① 公益的な取り組み

② 中高校生の体験学習及びボランティアの受け入れ

③ 実習生の受け入れ

④ ボランティアを対象とした行事の実施（感謝の集い）

（4）設備及び生活環境の整備

① 管理棟・生活棟の大規模改修工事

② 机・キャスター・棚などの備品購入

③ パソコン5台購入

④ 各棟防犯カメラ設置

⑤ ネット・アルソック工事

- ⑥ 家庭用乾燥機 2 台購入
- ⑦ 非常通報装置整備

(5) 行事計画

月	行事計画	月	行事計画
4	花見	10	福祉まつり、グループ別行事
5	動物園招待、グループ別行事	11	七五三、感謝の集い、グループ別行事
6	グループ別行事	12	クリスマス会、グループ別行事
7	七夕、グループ別行事	1	初詣、グループ別行事
8	夏あそび、グループ別行事	2	豆まき、グループ別行事
9	グループ別行事	3	雛祭り、お別れ会、卒業生訓練棟宿泊
誕生日外出（該当月）、個別外出（適宜）			

(6) 防災訓練計画

月	想定	訓練内容
4	火災	洗濯場より出火を想定。園内非常放送により、児童の安全を確保し、迅速に避難させ点呼等による人員確認を徹底する。防災・防犯組織の確認を行い、消火器等設備の取り扱い方法を確認する。
5	火災	厨房より出火を想定。園内非常放送により児童の安全を確保し迅速に避難させる。避難経路や火災受信盤の操作方法を周知徹底する。建物の総合点検と消防設備の点検を実施。
6	地震 (BCP)	地震発生後を想定。事業継続計画 (BCP) に基づき、被災後の職員応援体制や生活支援等の対応を確認する。
7	火災 合同訓練 早朝か夜間	厨房からの出火を想定。園内非常放送により、児童の安全を確保し、迅速に避難させる。緊急連絡網による通報訓練を実施し、法人内施設にも応援職員の派遣を依頼して、連携を確認。
8	火災	指導員室からの出火を想定。児童の安全を確保し迅速に避難させる。消火器による消火訓練を実施する。
9	火災	厨房より出火を想定。非常通報装置を使用した 119 番通報訓練と消火器を使用した消火訓練を実施する。災害用備蓄品の確認と備蓄品等整理を実施する。
10	総合防災訓練 (BCP)	法人全体での総合防災訓練に参加。事業継続計画 (BCP) に基づき、被災後の職員応援体制や生活支援等の対応を確認する。
11	火災 夜間	夜間の指導員室より出火を想定。園内非常放送により、児童の安全を確保し、迅速に避難させる。消火訓練の実施。
12	地震	地震発生を想定。園内放送により児童を迅速に避難させ、安全確認し待機させる。その後厨房より出火を想定。児童を安全な場所に避難させた後、消火訓練の実施。震度 5 弱の地震発生を想定した職員参集訓練を実施。
1	火災	洗濯場より出火を想定。園内非常放送により、児童の安全を確保し、迅速に避難させる。消火器・消防設備の点検を実施する。
2	火災	厨房より出火を想定。児童の安全を確保し、迅速に避難させる。緊急連絡網による通報訓練を実施し、応援職員との連携訓練も実施する。水消火器による、消火訓練の実施。
3	地震 防災	地震発生を想定。その後厨房より出火を想定。園内非常放送により児童を安全な場所に迅速に避難させ消火訓練の実施。今年度の防災訓練の反省と防災設備・備品の点検を実施する。

※地震訓練においては、必ず出火を想定するものとする

※消火訓練は毎月実施

(7) 職員研修

次の研修に参加させ、職員の資質向上に努める。

- ① 全国社会福祉協議会主催による研修会
- ② 愛知県社会福祉協議会主催による研修会
- ③ 日本知的障害者福祉協会主催による研修会
- ④ 愛知県知的障害者福祉協会主催による研修会
- ⑤ 愛知県福祉人材センター実施による研修会
- ⑥ 愛知県社協心身障害者ホーム部会研修会
- ⑦ 全国障害者問題研究会主催による研修会
- ⑧ 福利厚生センター講習会
- ⑨ 日本心理研修センターによる研修
- ⑩ 発達協会主催による各種研修
- ⑪ 法人主催による各種研修会
- ⑫ 児童発達支援施設運営協議会主催による各種研修
- ⑬ オンライン研修（サポーターズカレッジ）
- ⑭ 園内研修会（虐待防止研修・愛着障害研修・安全計画に係る研修）
- ⑮ 会内児童入所施設との合同研修会
- ⑯ 愛知県児童福祉施設長会心理職員自主研修会
- ⑰ その他必要と認める研修

16 豊橋ちぎり寮

本寮は、18歳以上で知的に障害のある方の自立を支えるため、共同生活を送りながら、利用者のニーズに沿った日中活動等を行い、質の高いサービスの提供を目指していく。

令和6年度は、利用者の生活がより潤うことができるように、個別の活動を重視し、個々にあったサービスを提供していく。また、重度化・高齢化に対しての支援レベルの向上と習得、関係医療機関との連携をより深め、利用者の健康を確保できる体制を構築する。常に利用者が意思決定できる支援と穏やかで楽しく、笑顔の絶えない生活の場を確保していく。

(1) 運営方針

① 基本理念

利用者が心豊かで生きがいに溢れ、充実した生活を過ごせるように、個々の人権と主体性を尊重して支援する。

② 基本方針

ア 生活介護事業・施設入所支援事業

利用者の意思と人権を尊重し、ひとり一人の自立を目指した「個別支援計画」を策定して生活力の向上を図る。

イ 短期入所事業

在宅障害者支援に取り組み、地域生活支援の拠点として在宅障害者とその家族を力強く支援する。

ウ 日中一時支援事業

地域で生活する障害者のニーズに応じ、必要な支援を行う。

エ 地域貢献事業

地域のニーズに応じた交流イベントを実施し、地域の中の社会資源として地域福祉に貢献していく。

③ 支援方針

ア 個別支援計画による支援

「個別支援計画」に基づき、利用者の障害程度や特性に配慮し、笑顔で楽しく安全で安心な生活が送れるよう、日常生活と日中活動を提供する。

イ 重度・高齢化に対する支援

サービス管理責任者、生活支援員、看護師、栄養士、嘱託医をはじめとした医療機関との緊密な連携により、健康維持、疾病の早期発見と高齢利用者支援の充実、強度行動障害対応に努め、利用者の支援を強化する。

ウ 地域生活移行に向けた支援

共同生活援助事業所と連携を図り、地域生活に必要な支援を実施し地域生活移行を推進する。また、令和6年度についても豊橋市及び田原市の委託を受け、障害者の地域生活体験の機会を提供する「安心生活支援事業」を実施し、障害者の社会的自立へ向けた支援を実施する。

エ バックアップ施設としての支援

相談支援事業所「木もれ陽」と連携を図り、共同生活援助事業所のバックアップ施設として、グループホーム職員とともに入居者の地域生活を支える。

(2) 支援計画

① 生活支援

利用者の状況に応じた男女別2ホームに分かれ、ニーズやプライバシーを尊重した快適な生活環境づくりに努め、個々の人権と主体性を尊重した支援を行う。

② 日中活動支援及び施設入所支援（重点項目）

日中活動支援として利用者のニーズを大切に、笑顔で楽しむことが出来る活動を展開する。施設入所支援においては、夜間の生活支援、健康観察、余暇支援等の充実を図りニーズに沿った支援を行う。

③ 社会生活支援（重点項目）

地域移行に向けた取り組みや個別外出、旅行などを行う。また、自己選択、意思決定ができる機会を多く設け、豊かな生活と自立に向けた支援を行う。

④ 健康支援（重点項目）

日々の健康観察を徹底し、些細な体調変化を見落とすことなく、疾病の早期発見、治療に努め、利用者一人ひとりに沿った健康管理に対する支援を行う。

⑤ 自治会活動支援

利用者の意向や要望を尊重し、利用者主体の生活に向けた支援を行う。

⑥ 権利擁護の徹底（重点項目）

定期的に研修会を開催し、職員の権利擁護に対する意識をさらに深める。

(3) 地域交流事業

- ① 地域茶会
- ② 地域清掃活動
- ③ 施設開放事業
- ④ 地域貢献事業
- ⑤ 下校見守り活動

(4) 設備及び生活環境の整備

- ① 通信・ネットワーク設備整備
- ② パソコン5台購入
- ③ 管理棟屋外らせん非常階段塗装
- ④ 防臭、清掃作業委託費
- ⑤ 管理棟2階利用者トイレ手摺設置

(5) 行事計画

月	行事計画	月	行事計画
4	お花見・カラオケ大会	10	福祉まつり
5	お楽しみ外出	11	運動会、ふれ愛ちぎりまつり
6	豊橋総合動植物公園外出、夜店	12	クリスマス忘年会
7	祇園花火 カラオケ大会	1	年始外出（初詣等）
8	お盆外出 健康診断	2	施設開放事業、健康診断
9	お楽しみ外出	3	自治会表彰

(6) 防災訓練計画

月	想 定	訓 練 内 容
4	防 災	地震、防災に関する基本的な心構えについての理解及び防災・防犯組織や設備の取り扱いについて周知を図る。
5	地 震	B C Pに基づいた訓練を実施。日中の地震発生を想定し、利用者の安全を確保。状況に応じた避難、誘導を実施。
6	火 災	日中の生活棟（夜勤室）より出火を想定。利用者の安全を確保し、迅速に避難させる。
7	防 犯	夜間の生活棟への不審者侵入を想定。利用者の安全確保を最優先とし、夜勤者の連携確認。緊急通報の確認。
8	火 災	日中の管理棟（厨房）より出火を想定。利用者の安全を確保し迅速に避難させる。
9	地 震	夜間の地震情報発令を想定。メール等を活用し全職員への連絡を実施し、伝達状況を確認する。
10	総合防災訓練	法人全体での総合防災訓練に参加。地震対応、火災発生、傷病者に備えて総合的な訓練を実施する。
11	火 災	日中の生活棟より出火を想定。利用者の安全を確保し、迅速に避難させる。
12	地 震	早朝の警戒宣言発令を想定。夜間勤務者等最少人数による対応及び、法人応援職員との連携訓練を実施する。
1	防 犯	日中の不審者侵入を想定。利用者の安全を確保し、不審者への対応を実施。（防犯対策教室実施）
2	火 災	日中の管理棟（事務所）より出火を想定。自衛消防組織による消火訓練を実施し、非常持ち出し物品を点検する。
3	地 震 防 災	日中の注意情報発令を想定。利用者の安全を確保し、迅速に避難させる。今年度の防災訓練の反省と防災設備・備品の点検を実施する。

※地震訓練においては、必ず出火を想定するものとする

※消火訓練は毎月実施

(7) 職員研修

次の研修に参加させ、職員の資質向上に努める。

- ① 全国社会福祉協議会主催による研修会
- ② 日本知的障害者福祉協会主催による研修会
- ③ 愛知県社会福祉協議会主催による研修会
- ④ 愛知県福祉人材センターによる研修会
- ⑤ 愛知県知的障害者福祉協会主催による研修会
- ⑥ 愛知県主催による各種研修会
- ⑦ 豊橋市主催による各種研修会
- ⑧ 東北福祉カレッジによる研修会
- ⑨ 法人主催による各種研修会
- ⑩ ストレスチェック
- ⑪ オンライン研修（サポーターズ・カレッジ）
- ⑫ その他必要と認める研修

17 ワークス岩西

本所は、主に知的に障害を持った方が地域で自立した生活を営むことができるよう、「所得保障・就労支援・自立支援」を支援の柱とし、就労の機会や生産活動の場を提供している。多機能型事業（就労継続支援B型・生活介護）と就労継続支援A型事業を合わせて3事業の展開とし、引き続き工賃や賃金を向上するために必要な支援を実施し、社会就労（一般就労、福祉的就労）に向けての訓練と生活支援を実施する。

令和6年度は各事業の専門性をより高めていく支援内容を構築し、利用者が働くための意欲やステップアップにつなげていく。

(1) 運営方針

① 基本理念

障害のある方の暮らしを、労働をとおして総合的に支援する。

② 基本方針

ア 多機能型事業

(ア) 就労継続支援B型事業

利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業所内での生産活動の場を提供するとともに、企業における実習と適性を考慮した職場開拓や就労後の職場定着のための就労支援等を行う。

(イ) 生活介護事業

地域において安定した生活ができるように、日常生活上の支援及び軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供し、日常生活能力の維持・向上に必要な支援を行う。

イ 就労継続支援A型事業

一般企業等に就労することが困難な障害者に対し、雇用契約の締結による就労及び生産活動の機会を提供し、将来の就労に必要な能力を身に付けるとともに、社会で生活するために必要な知識の提供を行う。

ウ 日中一時支援事業

地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、自立した社会生活を営むことができるように、必要な支援を行う。

③ 支援方針

ア 個別支援計画による支援

「個別支援計画」に基づき利用者一人ひとりの障害やニーズに適した質の高いサービスを提供する。

イ 健康維持に対する支援

生活介護事業においては、看護師や嘱託医との連携により、健康維持・増進、疾病の早期発見と持病の進行と重症化の予防に努め、就労継続支援A型・B型事業においては、医療機関と連携し、訪問看護による健康管理に努める。

ウ 自立に向けた支援

地域社会の一員として、自立した日常生活や充実した社会生活を送ることができるように支援する。

(2) 支援計画

① 多機能型事業所

ア 就労継続支援B型

(ア) 生産活動支援の強化(弁当・縫製品の製造販売、法人内の環境整備等、法人外での環境整備受注、カフェ補助) (重点項目)

縫製品・・・布巾や委託作業以外での収益増。バザーを見据えた製品作り。

環境整備・・・活動内容や利用者が取り組めることを増やすことで活動の幅を広げる。

弁当・・・価格に見合ったメニューを継続し、安定的な売上を目指す。

(イ) 利用者のステップアップに向けた取り組みの強化。利用者の適性に応じて、一般就労や就労継続支援A型への移行を働きかける取り組みを行う。見学や体験を行う。

(ウ) 利用者1人増員

イ 生活介護

(ア) 軽作業等の生産活動支援(委託作業・干支)の強化。(重点項目)

ワークス岩西の強みとして、作業をメインとした生活介護を継続させるため、重度の利用者でも受け入れられる作業内容の構築。

(イ) 重度障害者支援(強度行動障害)の強化。

(ウ) 利用者1人増員

ウ 多機能型事業所共通の支援

(ア) 余暇支援・・・楽しみながら社会性を養うことを目指す。

(イ) 健康管理

(ウ) 相談支援・・・意思決定支援を強化し、利用者が望む活動支援を行う。

(エ) 自治会活動

エ 目標工賃月額

(ア) 就労継続支援B型 45,000円

(イ) 生活介護 12,000円

② 就労継続支援A型事業所

ア 生産活動支援(パンの製造販売、カフェ事業)

イ 目標賃金月額 140,000円

ウ 販路の新規開拓(重点項目)

エ 製パン・カフェの器具備品の経年劣化に伴う計画的な入れ替え。

オ 利用者1人増員

(3) 地域交流事業

地域の方に本所のことを知っていただくために、様々な機会を通じて地域との交流をすすめていく。

① わくわく感謝デー 5月と11月(パンとカフェ周年祭含む)

- ② いきいきフェスタ（豊橋市主催）
- ③ 自主製品・パンの販売
- ④ 地域の清掃活動
- ⑤ ボランティア、体験学習の受け入れ
- ⑥ 社会福祉士の実習・教員免許特例法による介護等体験の受け入れ

（４）設備及び生活環境の整備

- ① 業務用オープン購入
- ② パソコン1台購入

（５）行事計画

月	行事計画	月	行事計画
4	歓迎会	1 1	わくわく感謝デー②・防災体験
5	ハイキング・わくわく感謝デー①	1 2	カラオケ・忘年会
6	室内スポーツ・ボウリング	1	初詣・室内レクリエーション
8	映画鑑賞・夏まつり	3	茶話会
1 0	福祉まつり		

（６）販売計画

- ① 東三河社会就労センター連絡協議会関連販売
 - ② 民生委員様・更生保護女性会様（夏と秋の販売）
 - ③ いきいきフェスタ
 - ④ 福祉の店イオン豊橋南店
 - ⑤ 夢フェスティバル
 - ⑥ 田原ショッピングタウンパオ（毎月）
- ※その他、各事業所等でのパンの定期販売等を実施

（７）防災訓練計画

月	想定	訓練内容
4	火災 防 災	縫製班作業室より出火を想定。利用者を安全、迅速に避難させる。防災・防犯組織や設備の取り扱いについて周知する。
5	火 災	西館2階多目的室より出火を想定。利用者を安全、迅速に避難させる。発電機の保管場所、運転方法を周知する。
6	防 犯	不審者の侵入を想定。利用者の安全を確保し、非常時の連絡方法を周知するとともに職員の適切な対応と連携を確認する。
7	火 災	事務室より出火を想定。利用者を安全、迅速に避難させる。非常持ち出し確認及び負傷者の応急処置訓練を実施する。

8	地震 事業継続	地震発生を想定。利用者の安全を確保し迅速に避難させる。保護者緊急連絡網による連絡とメールの一斉配信を実施し、伝達状況を確認する。事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を実施する。
9	火災	作業室（ロープ班）より出火を想定。利用者を安全、迅速に避難させる。より安全な避難経路と避難場所を考査する。
10	総合防災訓練	法人全体での総合防災訓練に参加。地震対応、火災発生、傷病者に備えて総合的な訓練を実施する。引き取り訓練・感染症対策訓練も実施。
11	地震	地震発生を想定。利用者を安全、迅速に広域避難場所に避難させる。非常食による食事支援の訓練も実施する。
12	火災	カフェより出火を想定。利用者を安全、迅速に避難させる。ホットライン訓練を実施し、通報方法を周知する。
1	火災	作業室（箱班）より出火を想定。利用者を安全、迅速に避難させる。AED訓練を実施する。
2	地震	地震に関する情報発令を想定。利用者を安全な場所で待機させる。屋外にて記録ソフト起動確認を実施する。
3	火災 防災	給食棟より出火を想定。利用者を安全、迅速に避難させる。防災設備・備品の点検を実施する。年間の防災訓練の反省をする。

※地震訓練においては、必ず出火を想定するものとする

※消火訓練は毎月実施

（８）職員研修

次の研修に参加させ、職員の資質向上に努める。

- ① 全国社会福祉協議会主催による研修会
- ② 愛知県社会福祉協議会主催による研修会
- ③ 愛知県社会就労センター連絡協議会主催による研修会
- ④ 東三河社会就労センター連絡協議会主催による研修会
- ⑤ 日本知的障害者福祉協会主催による研修会
- ⑥ 東海地区知的障害者福祉協会主催による研修会
- ⑦ 愛知県知的障害者福祉協会主催による研修会
- ⑧ 愛知県主催による各種研修会
- ⑨ 豊橋市主催による各種研修会
- ⑩ 法人主催による各種研修会
- ⑪ その他必要と認める研修

18 岩西保育園

本園は、保育を必要とする乳幼児の最善の利益を考慮し、一人ひとりの人権を尊重した保育を行い、保護者が安心して利用できる場となるよう職員の資質向上に努め、適正な施設運営をしていく。

「心身ともに豊かな子ども」「思いやりのある子ども」「意欲を持つ子ども」「友だちと仲良く遊べる子ども」「自分で考え行動できる子ども」を保育目標に、適切な環境構成の中、保育所保育指針に沿った保育を展開し、一人ひとりの主体性を育み、豊かな発達を保障する。子育てに困難さを抱える家庭には、専門機関との連携のもと支援をしていく。

(1) 運営方針

① 基本理念

地域と共に、園児の最善の利益を考慮し、健全な心身の発達を図る。

② 基本方針

- ア 子ども一人ひとりを大切にし、保護者から信頼され地域に愛される保育園を目指す。
- イ 健康な身体と豊かな人間性を持った子どもを育成する。

③ 支援方針

子ども一人ひとりの人権を守り、子どもたちが安心感と信頼感を持って、主体的な活動ができるよう環境を整え、生活や遊びを通して子どもの持つ可能性を引きだせるようにする。また、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の子育てを支援していく。

(2) 支援計画

① 年齢別保育計画

保育の方針や目標に基づき、全体的な計画及び長期、短期指導計画を作成し、計画に基づいた年齢別保育を行う。

保育生活における子どもの発達過程を見通し、子どもの生活する姿や発想を大切に環境を構成し、子どもが主体的に活動できるよう養護と教育を一体とした保育を展開する。

② 縦割り保育

幼児クラスを対象に異年齢保育活動を行い、共に過ごす中で、優しさや思いやりの気持ちを育み、子どもたちが互いに育ちあえる保育を実施する。

③ 延長保育

通常保育の時間帯を超えて保育が必要となる場合、子どもに心身の負担が生じることのないよう、家庭的でゆったりとくつろぐことができる環境を整え、安心して過ごせるよう保育を実施する。

④ 特別支援保育

すべての子どもが、日々の生活や遊びを通して共に育ちあう場であるため、障害や様々な発達上の課題など状況に応じて適切に配慮しながら、個に応じた関わりと集団の中の一員としての関わりを大切に保育を実施する。

⑤ 食育

子どもが豊かな人間性を営み、生きる力を身につけ、健康増進を図るために重要であることから、子どもが生活と遊びの中で食に関する体験を積み重ね、食を楽しむことができる子どもを育てる。

⑥ 環境（重点項目）

ICTの活用により、登降園チェックや保育計画など業務の効率化を図ったり、アプリによる保護者との連絡、保育内容や手紙の共有などをし、保育の見える化やコスト削減をしていく。外国人保護者とのコミュニケーションも翻訳機能を使いより深めていく。

（3）地域交流事業

① 子育て支援地域活動

入所する子どもの保護者への子育て支援と共に、地域の未就園児親子に月1回、園を開放し、園児との交流や行事への参加、子育て相談など質的充実を図る。

また、地域の保護者や子どもが園児とふれ合いながら、子育てについて考える機会を持つ。

② 近隣施設や小学校との交流

児童発達支援センターに通う子どもたちとの交流や、近隣の小学校との交流などにより地域との関わりを深めていく。可能であれば、認知症対応型デイサービスの利用者を行事招待していく。

（4）設備及び生活環境の整備

- ① エアコン2台購入
- ② LED照明取替工事
- ③ 調理室脱水機購入
- ④ 鉄製総合遊具ネット修繕
- ⑤ 調理室手洗い自動水栓化

（5）行事計画

月	行事計画	月	行事計画
4	入園式	1 1	焼き芋会、七五三詣 年長児交通安全体験教室
6	ワクワク運動遊び プール開き、年長児お茶会	1 2	ワクワク生活遊び クリスマスバイキング
7	七夕	2	節分、お店屋さんごっこ わくわくタイム
9	縁日ごっこ クラス懇談会	3	ひなまつり会食、お別れ会、人形劇鑑賞 年長児お別れ親子遠足、卒園式
1 0	福祉まつり、遠足		

(6) 防災訓練計画

月	想定	訓練内容
4	防災教育 火災	避難訓練の意味と訓練の大切さを、紙芝居等で災害についての話を聞かせ防災教育をしていく。全職員に防災・防犯の心構えや設備の取り扱いについて説明する。
5	火災	調理室より出火を想定。非常ベル作動。非常ベルを聞いて、保育士の所に集まるよう誘導する。子どもに避難方法及び避難場所を知らせる。また、初期消火活動の重要性を再度確認し合う。実際に水消火器を使用し、いざという時に備える。
6	地震 火災	火災時と地震時の避難の違いと避難方法を知らせる。保育士の指示により安全な場所に身をよせるよう周知する。地震の恐ろしさ、地震後発生した火災時の避難方法を学ぶ。
	防犯	侵入者に対する子どもの誘導方法や合言葉を知る。保育士の指示に従い素早く安全な場所へ避難させる。
7	地震	プール遊び時の地震の避難の仕方を知る。プールの中、着替え中など各場面、場所からの避難方法、支援体制を確認する。職員は臨機応変に機敏な判断を行い、適切に避難誘導させる。
8	火災	予告なしに非常ベルを作動。第二避難経路にて速やかに避難させる。①押さない②走らない③しゃべらない、の3つの約束を確認できるようにする。
9	大地震 事業継続	緊急地震速報を受け安全確保行動訓練を行うとともに、事業継続計画に基づいた訓練を行う。激震時の保育士の対応、事業継続についての対応を確認、実施する。
	防犯	防犯教育講座に参加し、素早く避難すること、身を守るための手段を身に付ける。園児の安全確保、迅速な通報を基本とし、対応の仕方、周知の方法、職員間の連携等実践を通して学ぶ。
10	総合防災訓練	法人全体での総合防災訓練に参加。地震対応、火災発生、傷病者に備えて総合的な訓練を実施する。
11	地震 火災	地震発生を想定。震動がおさまるまで安全な場所に身をよせ、保育士の指示で次の行動に移るよう理解させる。地震により火災が発生することを知らせ、避難の違いを身に付けることができるようにする。寒い時期の避難の仕方を確認する。起震車体験を実施する。
12	火災	調理室より出火を想定。食事時の避難についての約束を知らせる。食事を中断し迅速に避難させる。食事時やその他あらゆる時間帯についての避難方法について話し合う。
1	火災	調理室より出火を想定。予告なしで非常ベルを作動。保育を中断し、保育士の指示に従い安全を確保し、迅速に避難させる。
2	火災	保育室より出火を想定。火災発生場所に応じた避難経路で素早く安全に避難させる。
	防犯	不審者侵入に対して適切な対応方法を習得する。保育士の指示により安全な場所に避難させる。職員間の連携を確認する。
3	地震 火災 防災教育	地震発生による調理室からの出火を想定。合図や指示に従い安全を確保し、迅速に避難させる。今年度の防災訓練の反省と防災設備・備品の点検を実施する。

※地震訓練においては、必ず出火を想定するものとする

※消火訓練は毎月実施

(7) 職員研修計画

次の研修に参加させ、職員の資質向上に努める。

- ① 園長研修会
- ② 主任保育士研修会
- ③ 豊橋保育協会主催による研修会
- ④ 豊橋市保育課主催による研修会
- ⑤ 愛知県保育士現任研修
- ⑥ 障害児保育研修会
- ⑦ 栄養士・調理員研修会
- ⑧ 防火管理者講習
- ⑨ 法人主催による各種研修会
- ⑩ キャリアアップ研修
- ⑪ 園独自研修会（園内研修会、ケース検討）
- ⑫ 各種オンライン研修
- ⑬ その他必要と認める研修

19 豊橋くすのき学園

本園は、発達に心配のある就園・就学前の子どもに様々な遊びを通して、心身の健やかな育ちを支援し、保護者と共に基本的生活習慣の確立や社会性、ことばの発達を促すための療育を行っていく。また、地域の子育て支援に積極的に関わっていく。

令和6年度は、子どもたちの健やかな発達を促し、子育てを支援するため、子どもだけで通園する単独通園の利用児数を増やし、単独通園への移行の条件を緩和していく。さらに、保育所等と本園を両方利用する併行通園の希望者を受け入れ、毎月のべ利用児数310人を目指すと共に、働く保護者の利便性を図る。定数を30人から24人に減員し、利用児童単価の増額に努める。また、創立50周年を迎えるため、記念事業を実施する。

(1) 運営方針

① 基本理念

「子どもたちの伸びる力を信じて。生き生きと、楽しく、主体的に生きていくために」

② 基本方針

子どもの健やかで、着実な発達を促し、豊かな世界を広げる。

子どもの良いところ、発達の遅れや偏りをありのままに受け入れ、子育てを前向きに楽しめる親子関係をめざす。

地域全体の子育て支援力を高める取り組みを進める。

③ 支援方針

ア 発達支援

一人ひとりの子どもの特性を考慮し、個々の発達状況を踏まえ、保護者とともに「児童発達支援計画」を作成して総合的に支援する。

イ 移行支援

地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようしていくとともに、地域において保育・教育等を受けられるように保育所等への支援を行う。

ウ 家族支援

家族がかかえる悩みや不安等への相談、家族同士の交流、家族への情報提供を個別に行う。

エ 地域支援

児童発達支援センターとして、地域で暮らす障害児の相談やペアレントトレーニングを実施するなど、支援の充実を図る。

(2) 支援計画

① 健康・生活

ア 基本的生活習慣の確立

規則正しい生活リズムをつくり、健やかな心身の発達および身辺自立を促すよう支援する。

イ 登園時、毎回体温測定や口頭での質問により、健康状態を確認する

ウ 嘱託医による診察

子どもの健康診断、健康指導を実施する。

エ 食事支援

昼食・おやつ等の摂食支援を通して、食べる技術の向上や偏食の改善を図る。また、栄養管理や口腔機能の発達など食育全般を支援する。

オ 歯科医による口腔指導

カ 感染症対策

日常的に手洗い、消毒、マスクの着用、換気、間隔を空けての食事など感染症対策を実施する。加湿器や空気清浄機、CO2 モニターを活用し、感染症対策を徹底する。職員は感染症防止に対する研修を実施する。感染症対策委員会を設置する。

② 運動・感覚

ア 音楽療法（リトミック）

専門スタッフによる音楽療法（リトミック）を通して発達支援を行う。

イ 毎日の体操

体操で、日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動を行う。

③ 認知・行動

ア 朝の会

設定保育の前に、日付を質問し、数の概念の習得を図る。

④ 言語・コミュニケーション

ア ことばの発達

遊びを通して、感動や要求を伝えようとする気持ちを育て、コミュニケーションの力を養う。また、分かりやすいコミュニケーションの手段を見つけ提供する。

イ 個別支援プログラムによる言語療法を通して発達支援を行う。

⑤ 人間関係・社会性

ア 社会性の発達

遊びを通して人と関わる楽しさや簡単なルールを学び、自信や意欲を育てる。体験や行事を通して、新しい場面に適応する力を養う。集団生活や遊びの中で、我慢する力（自律）と集団の中での適応力を養う。褒められること、認められることで自信や意欲を育てる。

⑥ 単独通園支援（重点項目）

単独通園の活動を通して人と関わる楽しさやルールを学び、自信や意欲を育てる。保護者と離れて経験を重ねることで、新しい場面や集団生活での適応力を養う。

⑦ 子育て支援（重点項目）

子どもを正しく理解し、育児を楽しみながらより良い親子関係を築けるように、保護者勉強会等を実施して支援するとともに、家族支援を目的とした親子分離保育日を設け家族支援に努める。また、働く保護者の利便性を図るため併行通園の希望者を受け入れていく。

⑧ 虐待防止委員会の充実と身体拘束適正化委員会設置

障害者虐待防止の更なる推進のため、義務化された虐待防止・身体拘束ゼロに向けた研修の開催と虐待防止委員会の充実、身体拘束適正化委員会を設置する。

⑨ 第三者評価の受審

令和3年度に引き続き、第三者評価を受審し、管理運営やサービスの質の向上につなげる。

(3) 関係機関との連携

① 自立支援協議会、市民病院やこども発達センター等の医療機関、保育所等や他事業所、児童相談所や相談支援事業所等と連携を図りながら、児童発達支援センターの機能強化を図る。

② 保育所等訪問支援事業の実施

保育所等を利用する子どもが、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に「保育所等訪問支援」を実施し、充実かつ安定して利用できるように訪問員を専任化し支援する。

③ 相談支援事業の実施

障害児やその家族が安心して安全に地域生活が営めるよう、相談者の立場に立った相談支援を実施する。

ア 特定相談支援

障害児（者）等が福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う。

イ 障害児相談支援

障害児が障害児通園支援や各種の支援を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う。

(4) 設備及び生活環境の整備

- ① プール天幕設置
- ② ファイルサーバー購入
- ③ パソコン2台購入

(5) 行事計画

月	行事計画	月	行事計画
4	入園・始業式	10	福祉まつり、運動会
5	春の遠足、こどもの日会	11	やきいも会、秋の遠足、訪問療育
6	オープン保育、プール開き、訪問療育 家族の日会	12	クリスマス会、クリスマスの集い
7	七夕会、縁日ごっこ	1	もちつき会
8	訪問療育	2	豆まき会、オープン保育、入園説明会
9		3	ひなまつり会、お楽しみ会、 卒園・修了式

(6) 防災訓練計画

月	想 定	訓 練 内 容
4	火 災 防災教育	調理室より出火を想定。園内放送により安全、迅速に指定場所まで確実に避難する。自主防災組織の役割を周知する。
5	地 震	地震発生を想定。安全な場所に身をよせ、安全確認後、指定場所に移動する。南海トラフ地震情報への対応の周知徹底を図る。
6	火 災	保育室からの出火を想定。安全、迅速に指定避難場所まで確実に避難する。
7	防 犯	不審者対応訓練を実施して適切な対応と連携を確認する。防犯について話し、防犯設備の取扱について周知徹底を図る。
8	地 震	地震発生を想定。安全な場所に身をよせ、安全確認後、指定場所に移動する。建物の点検を実施する。
9	火 災 水消火器	地域交流室からの出火を想定。安全、迅速に指定場所まで避難する。水消火器を使用し、初期消火訓練を実施する。
10	総合防災訓練	法人全体での総合防災訓練に参加。地震対応、火災発生、傷病者支援に備えて総合的な訓練を実施する。
11	合同訓練	隣接事業所と合同訓練を実施。初期消火を援助する。園内放送により安全、迅速に指定場所まで確実に避難をする。
12	通報訓練	事務所の赤電話による消防署への通報訓練を実施する。
1	地 震 非常食体験	地震発生を想定。非常食による飲食を経験する。災害伝言ダイヤル（171）を使って、安否確認の練習を行う。
2	火 災	調理室より出火を想定。園内放送により安全、迅速に指定場所まで確実に避難する。
3	火 災 防災教育	職員室からの出火を想定。安全、迅速に指定場所まで避難する。年間の防災訓練の反省と防災設備の点検を実施する。

※地震訓練においては、必ず出火を想定するものとする

※消火訓練は毎月実施

(7) 職員研修

次の研修に参加させ、職員の資質向上に努める。

- ① 全国児童発達支援協議会等主催による研修会
- ② 知的障害者福祉協会主催による研修会
- ③ 愛知県社会福祉協議会主催による研修会
- ④ 東三河障害児（者）療育関係機関による研修会
- ⑤ 虐待防止・身体拘束適正化に関する研修会
- ⑥ 安全計画・感染症・食中毒に関する研修会
- ⑦ 事業継続計画（BCP）に関する研修会
- ⑧ 言語療法に関する研修会
- ⑨ 相談支援に関する研修会
- ⑩ 法人主催による各種研修会
- ⑪ オンライン研修（発達協会ウェビナー）
- ⑫ その他必要と認める研修

20 豊橋あゆみ学園

本園は、運動機能や発達に心配のある就園・就学前の子どもに、専門スタッフによる機能訓練と保育をとおして、心身の健やかな育ちを支援していく。障害の多様化が進む中、保護者と一っしょに工夫を凝らした保育、リハビリを行い、障害の軽減を図るとともに、基本的生活習慣の確立や社会性の伸長を促していく。また、地域の子育て支援に積極的に関わっていく。

令和6年度は、子どもたちの健やかな発達を促し、子育ての支援をするため、家族通園に加え、子どもだけで通園する単独通園、さらに、保育所等と本園を両方利用する併行通園の希望者を受け入れ、毎月のべ利用児数414人を目指すと共に働く保護者の利便性を図る。定数を30人から28人に減員し、利用児童単価の増額に努める。

(1) 運営方針

① 基本理念

「明るく 楽しく 元気よく」

② 基本方針

子どものゆっくりした発達をありのままに受け入れ療育を行う。そして、子育てを前向きに楽しめる親子関係をめざす。

地域全体の子育て支援力を高める取り組みを進める。

③ 支援方針

ア 発達支援

一人ひとりの発達を見据え、保護者とともに「児童発達支援計画」を作成し、保育及びリハビリの両面から総合的に支援する。

イ 移行支援

地域社会への参加・包容（インクルージョン）の考え方に立ち、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようしていくとともに、地域において保育・教育等を受けられるように保育所等への支援を行う。

ウ 家族支援

家族がかかえる悩みや不安等への相談、家族同士の交流、家族への情報提供を個別に行う。

エ 地域支援

児童発達支援センターとして、地域で暮らす障害児の相談やペアレントトレーニングを実施するなど、支援の充実を図る。

(2) 支援計画

① 健康・生活

ア 基本的生活習慣の確立

規則正しい生活リズムをつくり、健やかな心身の発達および身辺自立を促す。

イ 登園時、毎回体温測定や口頭での質問により、健康状態を確認する

ウ 嘱託医による診察

子どもの健康診断、健康指導を実施する。

エ 食事支援

保育・リハビリの両面から栄養管理、口腔機能の発達促進、食育を支援する。

オ 歯科医による口腔指導

カ 感染症対策

日常的に手洗い、消毒、マスクの着用、換気、間隔を空けての食事など感染症対策を実施する。加湿器や空気清浄機、CO2 モニターを活用し、感染症対策を徹底する。職員は感染症防止に対する研修を実施する。感染症対策委員会を設置する。

② 運動・感覚

ア 理学療法

運動発達の促進や機能の改善を図り、装具や車椅子等の作製・検討を行う。

イ 作業療法

遊びを通して機能の発達、日常生活動作の自立を促し、自助具の作製等を行う。

③ 認知・行動

ア 朝の会

設定保育の前に、日付を質問し、数の概念の習得を図る。

④ 言語・コミュニケーション

ア ことばの発達

遊びを通して、感動や要求を伝えようとする気持ちを育て、コミュニケーションの力を養う。また、分かりやすいコミュニケーションの手段を見つけ提供する。

イ 言語療法

興味や発達に合わせ、表現力や理解力の伸長を促し、言葉やコミュニケーションの発達、摂食の指導を行う。

⑤ 人間関係・社会性

ア 社会性の発達

人を思いやる優しい心を育て、友だちと元気良く、仲良く遊べるよう支援する。自然や様々な事象に興味や関心をもつよう支援する。

⑥ 単独通園支援（重点項目）

単独通園の活動を通して人と関わる楽しさやルールを学び、自信や意欲を育てる。保護者と離れて経験を重ねることで、新しい場面や集団生活での適応力を養う。

⑦ 子育て支援（重点項目）

子どもの障害を正しく認識・受容できるように保護者勉強会やアドバイスを実施し、豊かな親子関係の構築を支援する。また、きょうだいをお預かりする託児を実施し、働く保護者の利便性を図るため併行通園の希望者を受け入れていく。

⑧ 虐待防止委員会の充実と身体拘束適正化委員会設置

障害者虐待防止の更なる推進のため、義務化された虐待防止・身体拘束ゼロに向けた研修の開催と虐待防止委員会の充実、身体拘束適正化委員会を設置する。

⑨ 第三者評価の受審

令和3年度に引き続き、第三者評価を受審し、管理運営やサービスの質の向上につなげる。

(3) 関係機関との連携

- ① 自立支援協議会、市民病院やこども発達センター等の医療機関、保育所等、他事業所、児童相談所や相談支援事業所等と連携を図りながら、児童発達支援センターの機能強化を図る。
- ② 保育所等訪問支援事業の実施
保育所等を利用する子どもが、集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に「保育所等訪問支援」を実施し、充実かつ安定して利用できるように支援する。
- ③ 相談支援事業の実施
障害児やその家族が安心して安全に地域生活が営めるよう、相談者の立場に立った相談支援を実施する。
 - ア 特定相談支援
障害児（者）等が福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う。
 - イ 障害児相談支援
障害児が障害児通園支援や各種の支援を利用する際に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等の支援を行う。
- ④ 障害児等療育支援事業の実施
障害児（者）の地域生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育支援を実施し、障害児（者）の福祉向上を図る。
 - ア 在宅支援訪問療育等支援事業
相談・指導を必要とする地域を巡回し、障害児（者）及びその保護者に対して各種の相談・指導を行う。
 - イ 在宅支援外来療育等支援事業
障害児（者）及び保護者に対し、外来の方法により、各種の相談・指導を行う。
 - (ア) 外来療育相談
子どもの発達に関する相談、障害告知を受けた保護者の育児相談、補装具や日常生活用具に関する個別相談を行う。
 - (イ) 外来リハビリ
専門スタッフによる個別のリハビリを行う。
 - (ウ) 外来保育
専門スタッフによる集団保育を行う。
 - ウ 地域生活支援事業
障害児（者）及び保護者等に対し、家庭を訪問する等により在宅療育に関する相談に応じ、各種福祉サービスの提供や援助、調整等を行う。
 - エ 施設支援一般支援事業
施設及び障害児保育を行う保育所、学校、在宅支援事業所等の職員に対し、障害児（者）の療育に関する技術指導を行う。

(4) 設備及び生活環境の整備

- ① ボールプール枠購入
- ② パソコン2台購入
- ③ トランポリン部品交換

(5) 行事計画

月	行事計画	月	行事計画
4	入園始業式	10	福祉まつり、運動会
5	春の遠足、こどもの日会	11	ハロウィンパーティー、やきいも会
6	プール開き、オープン保育	12	クリスマス会、クリスマスの集い
7	七夕会	1	もちつき遊び
8		2	豆まき会、お別れ遠足、入園説明会
9	縁日ごっこ、秋の遠足	3	ひな祭り会、オープン保育、卒園・修了式

(6) 防災訓練計画

月	想定	訓練内容
4	火災 防災教育	調理室からの出火を想定。非常ベル、園内放送により安全、迅速に指定場所まで避難する。自主防災組織の役割を周知する。
5	地震	地震発生を想定。安全な場所に身をよせ、安全確認後、指定場所へ移動する。南海トラフ地震情報への対応の周知徹底を図る。
6	防犯	不審者対応訓練を実施して適切な対応と連携を確認する。防犯について話し、防犯設備の取扱について周知徹底を図る。
7	事業継続 防災教育	事業継続計画（BCP）に基づき、被災後の安否確認や生活支援等の対応を確認し、防災メール訓練を実施する。
8	火災	湯沸室からの出火を想定。非常ベル作動、迅速に指定場所へ避難する。水消火器を使用し、初期消火訓練を実施する。
9	火災	リハビリ棟からの出火を想定。非常ベル作動、安全、迅速に指定場所まで避難する。避難経路の安全確認を周知する。
10	総合防災	法人全体での総合防災訓練に参加。地震対応、火災発生、傷病者に備えて総合的な訓練を実施する。
11	火災	保育室からの出火を想定。安全、迅速に指定場所まで避難する。消火器の取り扱いの説明と使用方法を確認する。
12	火災	保育室からの出火を想定。安全に指定場所まで迅速に避難する。避難経路の安全確認を徹底する。

1	通報訓練 火 災	リハビリ棟からの出火を想定。緊急連絡網による通報訓練を実施。災害伝言ダイヤル（171）を使って安否確認の練習を行う。
2	地 震	地震発生を想定。安全な場所に身をよせ、安全確認後園庭に移動する。南海トラフ地震情報発表への対応を確認する。
3	火 災 防災教育	事務局からの出火を想定。安全、迅速に指定場所へ避難する。年間の防災訓練の反省と防災設備・備品の点検を実施する。

※地震訓練においては、必ず出火を想定するものとする

※消火訓練は毎月実施

（7）職員研修

次の研修に参加させ、職員の資質向上に努める。

- ① 全国児童発達支援協議会等主催による研修会
- ② 愛知県社会福祉協議会主催による研修会
- ③ 東海地区医療型児童発達支援センター連絡協議会主催による研修会
- ④ 東三河障害児（者）療育関係機関による研修会
- ⑤ 虐待防止・身体拘束適正化に関する研修会
- ⑥ 安全計画・感染症・食中毒に関する研修会
- ⑦ 事業継続計画（BCP）に関する研修会
- ⑧ 理学・作業・言語療法に関する研修会
- ⑨ 相談支援に関する研修会
- ⑩ 法人主催による各種研修会
- ⑪ オンライン研修（サポーターズ・カレッジ）
- ⑫ その他必要と認める研修

2 1 豊橋にしぐち学園

本園は、地域で生活する成人期の主に知的に障害のある方が、本人の望む日常生活や社会生活を送ることができるように、利用者の尊厳を守り、生活全般を見渡したうえで個々のニーズに応じた支援を行う。支援内容については、意思決定支援をベースに、社会生活支援及び自立支援活動の充実を図るように工夫し支援を行う。

令和6年度は、強度行動障害を有する利用者へのより充実した支援を実施し、利用者が楽しく、安心して過ごせる環境を整え、安定した通所につなげる。

(1) 運営方針

① 基本理念

成人期の障害のある方が望んでいる、個人としての尊厳にふさわしい日常生活、社会生活を地域で送ることができるようにする。

② 基本方針

ア 生活介護事業

生活全般を見渡した、本人中心の個別支援計画に基づき、地域とのつながりを意識した日中活動支援及び本人の長所、強みを活かして、主体的に活動できるように必要な支援を行って自己実現を図る。

イ 日中一時支援事業

地域で生活する障害のある方や、その家族のニーズを踏まえ、活動の場を提供して日常生活上の必要な支援等を行う。

③ 支援方針

支援にあたっては、利用者の意思を丁寧にくみとり、自分のことを自分で決める経験を積み上げるといった意思決定支援を基本とする。

(2) 支援計画

① 日常生活支援（重点項目）

本人の長所、強みや可能性に着目し、個々のニーズ・能力に即した支援を行い潜在的な力を引き出して自立度を高め、日常生活動作（食事、排せつ、着替え、移動など）、手段的日常生活動作（買い物、家事、公共交通機関の利用、趣味活動など）の向上を図る。意思決定の支援に配慮し、本人の思いを知ることで、より個人に適した支援を工夫する。

② 日中活動支援

地域とのつながりを意識した活動を提供し、地域の一員としての実感がもてるように、また、他者とのつながりの中で自分の存在価値を見出し、生きがいを感じることができるように支援する。

作業は、個々の能力や適性に応じたものを各自のペースで行い、基本的な作業習慣の確立及び作業技術の向上を目指すと共に、働く喜びを感じることができるよう支援する。

創作活動（クラブ活動等）は、個性を大切に自己表現を行うと共に、豊かさと生活意欲の向上を図り、軽運動は、基礎体力の維持及び向上を図る。

③ 保健・医療支援

看護師・歯科衛生士等専門職を配置し、健康維持・増進、疾病の予防及び早期発見に努

める。感染症予防のための基本的感染対策を継続的に実施する。

④ 社会生活支援

公共交通機関や近隣の店舗等の利用を通して、社会経験の拡大やマナーの向上及び必要な技術を獲得できるようにする。

また、自主製品の販売、近隣の清掃活動や外出、作品展への出展などを通して地域の社会資源活用や地域住民との関係づくりなど、地域との交流を深め、地域の中で主体的に活動を行うことができるよう支援する。

⑤ 自立支援活動

自分らしく、地域の中でいきいきと豊かに過ごすことができるように、原則週1回、一人ひとりのニーズや自立度に応じて活動内容を設定し、さまざまな体験や経験を積む機会を設ける。

⑥ 必要に応じた支援

日常生活を送るうえで、必要な機能の維持・向上を図るために専門職（理学・作業・言語療法士等）によるアドバイスのもと支援を行う。

⑦ 利用者研修、利用者実習等の充実

利用者研修を実施して、感染症予防や危機回避、人権意識等の向上を図る。

また、利用者実習を多機能型事業所等で行い、望ましい作業習慣及び作業能力を身につける機会とする。さらに、視野を広げるため、他事業所等の見学も行う。

⑧ サービスの向上に向けて

福祉サービス自己評価、利用者調査などを実施し、サービス提供の状況の把握に努め、課題を明確にする。その課題を改善することにより、サービスの質の向上を図る。

会内も含めた障害関係事業所、相談支援事業所との連携を密に図り、情報の共有、及び利用者の今後を踏まえた継続した支援の提供を行う。

（3）地域交流事業

地域のニーズに応え、地域福祉の増進に資する取り組みを行う。

- ① 中高校生の福祉体験、ボランティアの受け入れ
- ② 教員免許特例法による介護等体験の受け入れ
- ③ 施設を活用した地域住民との交流活動
- ④ 作品展の開催
- ⑤ 近隣の美化活動

（4）設備及び生活環境の整備

- ① 2階利用者トイレ乾式化工事
- ② 駐車場アスファルト舗装工事
- ③ 樹木の伐採
- ④ パソコン3台購入
- ⑤ 乗用車板金修理

(5) 行事計画

月	行事計画	月	行事計画
5	わくわくデー	1 1	利用者作品展
6	にしぐちフェスタ	1 2	忘年会
7	利用者作品展	1	新年会
9	利用者作品展	2	節分の会、利用者作品展
1 0	福祉まつり	3	わくわくデー

※他にグループデーとして、定期的に小グループでの外出を実施

(6) 防災訓練計画

月	想定	訓練内容
4	火災 防災	給湯室より出火を想定。利用者を誘導し、安全な場所に避難させる。防災・防犯組織や設備の取り扱いについて説明する。
5	地震	地震発生を想定（北側法面が崩れる）。避難訓練と避難場所（他施設に避難）の説明をする。AED訓練を実施する。
6	火災	更衣室より出火を想定。利用者を安全誘導しつつ避難させる。状況の的確把握に努める。中庭からの避難誘導を実施する。
7	事業継続	事業継続計画（BCP）に基づき、被災後（大規模地震）の安否確認や生活支援等の対応を確認する。また、BCPが有効であるかなどを評価し、見直しを行う。メール、電話連絡訓練実施。
8	火災	2階給湯室より出火を想定。利用者を安全に避難させる。通報訓練・消火訓練を隣接施設と合同で実施する。（豊橋くすのき学園へ駆けつける）
9	防犯	不審者の侵入を想定。利用者の安全を確保し、非常時の連絡方法を周知するとともに職員の適切な対応と連携を確認する。
1 0	総合防災訓練	法人全体での総合防災訓練に参加。地震対応、火災発生、傷病者に備えて総合的な訓練を実施する。防災隊の役割や動きについて確認を行う。メール訓練実施。
1 1	火災	会議室兼休憩室より出火を想定。利用者を安全、迅速に2階からの避難誘導を実施する。（豊橋くすのき学園が駆けつける）
1 2	地震	地震発生を想定。避難訓練と安全な場所での待機を徹底する。AED訓練を実施する。
1	火災 防災	事務室より出火を想定。利用者を安全、迅速かつ確実に避難させる。防災設備・備品の点検を実施する。
2	地震	地震発生を想定。安全な場所での待機を徹底する。
3	火災	事務室より出火を想定。利用者を安全、迅速に避難させる。非常持ち出しの訓練を実施する。1年の防災訓練の反省と防災設備・備品の点検を実施する。

※他の通所施設の防災訓練に参加したり、本園の防災訓練に参加してもらう機会を作る。

※地震訓練においては、必ず出火を想定するものとする。

※消火訓練は毎月実施。

(7) 職員研修

次の研修に参加させ、職員の資質向上に努める。

- ① 全国社会福祉協議会主催による研修会
- ② 愛知県社会福祉協議会主催による研修会
- ③ 日本知的障害者福祉協会主催による研修会
- ④ 東海地区知的障害者福祉協会主催による研修会
- ⑤ 愛知県知的障害者福祉協会主催による研修会
- ⑥ 愛知県主催による各種研修会
- ⑦ 豊橋市主催による各種研修会
- ⑧ NPO法人主催による研修会
- ⑨ 法人主催による各種研修会
- ⑩ 他事業所等視察及び実地研修
- ⑪ 施設内研修（障害者虐待防止研修など）
- ⑫ オンライン研修（サポーターズ・カレッジ）
- ⑬ その他必要と認める研修

2 2 ケアハウスかなだ

本所は、自立した生活が可能な60歳以上の方を対象に、食事・入浴・緊急時の対応等のサービスを伴った住居を提供し、自主性、自立性及び人権を尊重した安心で生き甲斐のある生活の支援に努める。

(1) 運営方針

① 基本理念

一人ひとりの自主性、自立性を尊重して、安心して心豊かな生き甲斐のある生活を送ることができるよう支援する。

② 基本方針

60歳以上の自立した生活が可能な方で、家庭環境等の事情により自宅における生活が困難な方を対象に、地域とのつながりを大切にしながら、引き続き自立した生活を営むことができるように支援する。

豊橋市の委託事業「シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）」についても、安否確認及び相談援助を中心に、金田住宅に入居している方が安全で快適な生活を営むことができるよう、地域の自治会をはじめ関係機関と連携して、日々の生活支援に努める。

③ 支援方針

ア いきいきとした日常生活のための支援と人権の尊重

入居者それぞれのライフスタイルに合わせ、一人ひとりがいきいきと充実した生活を送れるように支援する。併せて、身体拘束等適正化委員会の充実を図り、高齢者福祉施設に求められている人権を尊重した質の高いサービス提供に努める。

イ 余暇活動等の充実

入居者で組織している自治会活動が、より充実したものになるように支援すると共に、施設行事や趣味を通して地域交流を図る。

ウ 健康かつ安心・安全な生活

入居者が安心して快適な生活が営めるよう、健康管理に対する支援に努める。特に、感染症対策の徹底を図り安全な日常生活の提供に努める。また、施設内の老朽箇所や危険箇所などのチェックを行い、必要な改善を図っていく。

(2) 支援計画

① 生活支援

入居者個々の自立生活、プライバシーを尊重した生活支援を行うと共に、生活向上のため、地域との関わりを大切にした支援に努めていく。

ケアハウス

ア 居室の提供

イ 必要に応じた相談、助言等

ウ 食事の提供

エ 入浴機会の提供

- オ 緊急時の対応
- カ 生活援助
- キ 保健衛生面の助言及び支援
- ク 各種行事の開催
- ケ 入居者の自治会活動及びサークル活動等への支援

シルバーハウジング（高齢者世話付住宅）

- ア 生活指導・相談
- イ 安否確認
- ウ 一時的な家事援助
- エ 緊急時の対応
- オ 関係機関との連絡調整

② 健康支援（重点項目）

高齢化が進んでいる中で、快適な生活が送れるようにラジオ体操や施設周辺の散策等を促すと共に、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策の徹底を図り入居者の健康維持、体力の増強に努める。また、医療機関、地域包括センターなどと連携を取りながら、要介護状態になった入居者にはヘルパーやデイサービスなどの情報を提示し、介護保険サービスの利用を勧めるなど、いきいきした日常生活を支援する。

③ 自治活動支援

入居者による手芸、園芸、カラオケ、喫茶などの自治活動をサポートし、積極的な参加を促すなど、入居者同士のコミュニケーションがより活性化し、生きがいや潤いのある生活に向けた支援に努めていく。

④ 地域活動支援

地域のボランティアや隣接する金田住宅、石巻校区市民館金田分館などと連携を図りながら、地域活動の支援を通じて地域交流を進めていく。

（3）地域交流事業

- ① 納涼夏祭り
- ② ミニ文化祭

（4）設備及び生活環境の整備

- ① 老朽箇所修繕

（5）年間行事計画

月	行事計画	月	行事計画
6	ドライブ	12	クリスマス会&忘年会
7	納涼夏祭り	1	鏡開き
9	敬老祝賀会	2	節分
10	福祉まつり	3	ミニ文化祭
誕生会（該当月）			

(6) 防災訓練計画

月	想定	訓練内容
4	火災 防災	常直室よりの出火を想定し、入居者を指定避難場所に安全迅速に避難させる。防災への心構え、防犯対策について周知徹底する。
5	火災	自家発電装置からの出火を想定し、入居者を指定避難場所に安全迅速に避難させる。
6	火災	夜間3階よりの出火を想定し、入居者を指定避難場所に安全迅速に避難させる。メール等を利用し連絡を行い、伝達状況を確認する。
7	地震 事業継続	地震発生を想定し、入居者を安全な場所で待機させ避難させるとともに、地震への防災意識を高める。119番通報訓練の実施やメール等を利用し連絡を行い、伝達状況を確認する。地震発生後の事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を実施する。
8	総合訓練	厨房のガス漏れによる出火を想定し、石巻校区地区市民館金田分館（プラザ）と協同で消火訓練等を含め総合訓練を実施する。
9	火災	ボイラー室からの出火を想定し、入居者を指定避難場所に安全迅速に避難させる。併せて、防犯対策について周知を図る。
10	総合防災訓練	法人全体での総合防災訓練に参加する。地震対応、火災発生、傷病者に備えて総合的な訓練を行う。
11	火災	夜間に4階よりの出火を想定し、入居者を指定避難場所に安全迅速に避難させる。
12	火災	エレベーター機械室よりの出火を想定し、入居者を指定避難場所に安全、迅速に避難させる。エレベーターに入居者が閉じ込められていないかも含め、入居者の動きを再確認する。
1	火災	暖房使用中1階ラウンジからの出火を想定し、1階防火シャッターを閉じ非常階段を使用して、指定避難場所に安全迅速に避難させる。
2	火災	夜間配電盤からの電気火災を想定し、自衛消防活動における役割を周知徹底する。消火器の取扱や避難経路の確認をする。石巻校区市民館金田分館と合同で行う。
3	地震 防災	大地震を想定し、入居者を安全迅速に避難させる。今年度の防災訓練の反省と防災設備および避難経路の障害物の点検・確認を実施する。

※地震訓練においては、必ず出火を想定するものとする

※消火訓練は毎月実施

(7) 職員研修

次の研修に参加させ、職員の資質向上に努める。

- ① 全国老人福祉施設協議会主催による研修会
- ② 愛知県福祉人材センター主催による研修会
- ③ 愛知県社会福祉協議会関係主催による各種研修会
- ④ 愛知県老人福祉施設協議会主催による研修会
- ⑤ 豊橋市老人福祉施設協議会主催による研修会
- ⑥ 高齢者住宅財団主催による生活相談員研修会
- ⑦ 法人主催による各種研修会
- ⑧ その他必要と認める研修

2 3 グループホーム

本所は、障害を持った18歳以上の方が、地域で普通の暮らしをすることを目的に、市内の共同生活住居において、生活支援、相談、就労先との連絡調整などのサービスを提供し、一人ひとりの利用者が希望する生活ができるよう支援の充実を図っていく。

地域との関わりを持ち、地域住民への障害福祉の理解を深め共生社会の実現を目指す。

(1) 運営方針

① 基本理念

ふつうに 自分らしく みんなと暮らす

② 基本方針

地域の当たり前前の生活を利用者の個性を大事にしながら、共同生活ができるよう支援する。

③ 支援方針

ア 共同生活援助

障害者が「地域の中でいきいきと生活するために」、利用者一人ひとりの状況に応じた「個別支援計画」に基づき支援を行う。

イ やむを得ない措置

地域の障害者支援として、緊急時の受け入れを行っていく。

(2) 支援計画

① 家族のいない利用者の後見人選任

障害により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように 家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を選任してもらう成年後見制度を活用し、家族のいない利用者に後見人を選任していく。

② 宿泊体験室の活用

いきいきホーム事業所（さんさんホーム、にこにこホーム）、ほのぼのホーム事業所（なのはなホーム、たんぼぼホーム）、てんぱくホーム事業所（第1ホーム、第2ホーム）に設置されている宿泊体験室を本会が豊橋市と協定を締結している『やむを得ない措置』の生活の場として活用し、他の施設で受け入れ困難な時期についても受け入れをおこなう。

③ 希望する利用者の一人暮らし等に向けた支援の充実

一人暮らしを希望する利用者が一人暮らしに移行できるよう、保健・医療・福祉等の関係者と連携を取りながら一人暮らしを進めていく。

④ 利用者勉強会の開催

利用者が自身の人権を意識し、人との距離感を知るための勉強会を開催する。

⑤ 支援の質の確保

地域連携推進会議を設置または、第三者評価を受審し、管理運営やサービスの質の向上につなげる。

⑥ 職員の資質向上

障害者虐待防止法、障害者差別解消法に基づいて、利用者に対して合理的配慮や意思決定支援ができる職員を目指し、研修会を実施する。また、強度行動障害支援者養成研修に参加し、利用者の適切な支援をおこなうことができる職員を養成する。

(3) 地域交流事業

- ① 町内会に加入し、町内の行事である防災訓練、清掃活動、お祭りに参加し、地域の方との交流を図る。
- ② 各ホームの民生委員と連携し、ホームで地域に貢献できることを探る。

(4) 設備及び生活環境の整備

- ① 冷蔵庫 2 台購入
- ② パソコン 1 台購入

(5) 行事計画

月	行事計画	月	行事計画
4	花見、なないろ全体会	10	福祉まつり、ハロウィン
5	端午の節句	12	冬至、なないろ忘年会 クリスマス、大晦日
6	衣替え		
7	七夕、土用の丑 なないろサマーパーティー	1	正月、初詣、七草がゆ、鏡開き
8	お盆、なないろ勉強会	2	節分
9	十五夜	3	桃の節句、お彼岸 なないろ全体会
誕生会（誕生日当日）・日帰り旅行			

(6) 防災訓練計画

月	想定	訓練内容
4	地震	地震発生を想定。地震の合図で外へ飛び出さないよう支援する。落ち着いた避難行動ができるよう支援する。
5	火災	台所より出火を想定。避難場所への移動など利用者の動きを確認する。
6	地震 事業継続	事業継続計画（BCP）に基づき、地震発生後を想定して訓練を実施する。また、計画の検証や見直しを行う。
7	火災	夜間台所より出火を想定。夜間の火災を想定し、利用者の動きを確認する。
8	防犯	侵入者に対する対応や利用者の誘導方法を確認する。犯罪、事故から身を守るための話を聞く。
9	地震	地震発生を想定。落ち着いた避難行動ができるよう、利用者の動きを確認する。
10	総合防災訓練	法人全体での総合防災訓練に参加。事業継続計画（BCP）に基づき、地震対応、火災発生、傷病者に備えて総合的な訓練を実施する。
11	火災	台所より出火を想定。避難場所への移動など利用者の動きを確認する。
12	防犯	侵入者に対する対応や利用者の誘導方法を周知する。犯罪、事故から身を守るための話を聞く。

1	地震	地震発生を想定。落ち着いた避難行動ができるよう、利用者の動きを確認する。
2	火災	台所より出火を想定。夕食直前の火災を想定し、利用者の動きを確認する。初期消火訓練実施。
3	火災 防災	台所より出火を想定。避難場所への移動など利用者の動きを確認する。今年度の防災訓練の反省と防災設備の点検を実施する。

※地震訓練においては、必ず出火を想定するものとする

※消火訓練は毎月実施

(7) 職員研修

次の研修に参加させ、職員の資質向上に努める。

- ① 愛知グループホーム連絡会主催による研修会
- ② 東海グループホームスタッフ研修会主催による研修会
- ③ 愛知県社会福祉協議会主催による研修会
- ④ 愛知県知的障害者福祉協会主催による研修会
- ⑤ 日本知的障害者福祉協会主催による研修会
- ⑥ 防火管理者資格取得講習会
- ⑦ 法人主催による各種研修会
- ⑧ 他のグループホーム見学研修
- ⑨ オンライン研修（サポーターズ・カレッジ）
- ⑩ B C P研修（年2回）
- ⑪ その他必要と認める研修

2.4 相談支援センター木もれ陽

本所は、障害者、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、情報の提供及び助言、権利擁護のための援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができることを目的に支援する。

また、主任相談支援専門員を配置し地域の相談支援の中核的な役割を担う。

(1) 運営方針

① 基本理念

より豊かな地域生活を相談者と共に地域生活が充実したものとなるよう支援を行う。

② 基本方針

ア 相談支援

相談者とその家族が安心して安全に生活が営めるよう、相談者の立場に立った相談に応じる。

障害者虐待防止法に基づき、虐待の予防及び早期発見に努め、障害者の権利を守ることに特に意識を注ぐ。

障害者差別解消法に基づき、相談者の特性を理解したうえで配慮し、意思決定支援を行う。

イ 地域生活支援

障害者とその家族が安心して地域で生活できるよう支援する。また、障害の有無に関わらず、誰もが安心して生活できる地域づくりに努める。

(2) 支援計画

① 主任相談支援専門員の配置

主任相談支援専門員の配置により地域の相談支援の中核的な役割を担い、地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を行う。

② 福祉サービス利用の支援

サービス情報の提供、サービス利用の助言、サービス等利用計画の作成、サービス利用申請などの支援を行う。

③ 社会資源利用の支援

日中活動、日中支援事業所、福祉機器、公共機関などの紹介と利用支援を行う。また、福祉施設等の見学会を開催し、社会資源の周知を図る。

④ 就労に向けての支援

就労に向け、ハローワーク等関係機関との調整、職場訪問、トラブル調整など、継続的な支援を行う。

⑤ 障害に関する相談支援

知的障害、身体障害、精神障害、発達障害、難病など、様々な障害についての知識、情報の提供や専門機関の紹介、また、障害に関する悩み事の相談を行う。

⑥ 成年後見に関する支援

成年後見制度を利用するに当たっての、申立の相談、後見機関の紹介の他、権利擁護に関する様々な相談を行う。

⑦ 安心生活支援事業

障害者支援施設等に入所している方、または精神科の病院に入院している方などを対象に、地域生活に移行するための相談や必要な支援を行う。

⑧ 自立生活援助事業

施設入所支援や共同生活援助を利用していた方等を対象に、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う。

⑨ 居住サポート

賃貸住宅への入居を希望する障害者に対し、入居及び入居後に必要な調整等に係る支援を行う。

⑩ 虐待等緊急一時保護

障害者の身の安全確保及び関係機関との連絡又は調整等を行うことにより、障害者が地域生活で自立した生活を営むよう支援する。

⑪ 社会生活への支援

健康管理、余暇・趣味、家事、恋愛等社会生活力の向上や日常生活に関する支援、相談を行う。

⑫ 地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。

⑬ 地域定着支援

居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

⑭ 障害支援区分認定調査

障害者総合支援法の規定による認定調査により、相談者が置かれた状況にふさわしい給付等が受けられるよう支援をする。

⑮ 職員の資質向上

相談支援に関する研修に積極的に参加し、相談者が安心・納得できるよう専門の拡充を図る。

(3) 関係機関との連携

事業の中立性及び公平性を担保し、同時に相談体制の強化と情報共有のため、豊橋市障害者自立支援協議会に参加、協力する。また、医療・保育・教育機関等との連携も密に行い、相談業務の充実を図る。

(4) 設備の整備

① パソコン1台購入

(5) 職員研修

次の研修に参加させ、職員の資質向上に努める。

- ① 豊橋市障害者自立支援協議会主催による研修会
- ② 愛知県相談支援専門員協会主催による研修会
- ③ 愛知県社会福祉協議会主催による研修会

- ④ 愛知県知的障害者福祉協会主催による研修会
- ⑤ 日本知的障害者福祉協会主催による研修会
- ⑥ オンライン研修（サポーターズ・カレッジ）
- ⑦ 業務継続計画（BCP）研修
- ⑧ 法人主催による各種研修会
- ⑨ その他必要と認める研修